

### 「憲法改正手続きが厳しいのは日本だけ」は嘘

最近の国会論戦の中で、安倍首相は「憲法 96 条改正手続き」について、改正手続きの国際比較にふれて、「改正手続きが厳しいのは日本だけ」と繰り返しています。その証拠に「日本は戦後一度も改正したことがない」と言っています。はたして本当か。このことを詳しく考えてみましょう。(資料は東京新聞4月13日より)

日本と比べ、諸外国の改憲要件が緩いというのは、本当なのでしょう。明治大法学大学院の辻村みよ子教授(憲法学)は、「各国と比べて格別に厳しいわけでもない。むしろ圧倒的多数の国では、日本より厳格な手続きを定めている」と指摘する。(右表参照)

国名	主な改正手続き	戦後の改正回数
日本	各院の2/3以上の賛成 ▶ 国民投票(過半数の賛成)	0回
米国	各院の2/3以上の賛成 ▶ 3/4以上の州議会の承認	6回
フランス	各院の過半数の賛成 ▶ 両院合同会議で3/5以上の賛成(※ほかに国民投票を経る手続きもあり)	27回
ドイツ	連邦議会の2/3以上の賛成 ▶ 連邦参議院の2/3以上の賛成	59回
イタリア	各院の過半数の賛成 ▶ (3カ月以上経過後に)各院の2/3以上の賛成(※ほかに国民投票を経る手続きもあり)	16回
カナダ	各院の過半数の賛成 ▶ 2/3以上の州議会の承認	19回
デンマーク	国会の過半数の賛成 ▶ 総選挙 ▶ 国会の過半数の賛成 ▶ 国民投票(投票総数の過半数かつ有権者総数の4割を超える賛成)	1回
韓国	国会の2/3以上の賛成 ▶ 国民投票(有権者の過半数の投票かつ投票総数の過半数の賛成)	9回

衆院法制局の資料などをもとに作成



どの国でも議会の「3分の2」以上の賛成で改憲を發議。(もっと厳しい国もある)ハードルは決して低くない。改正に厳しい条件を付けている国が大多数である。これを「硬性憲法」と呼ぶ。対して、通常の法改正と区別しないのが「軟性憲法」で、そういう国は、成文憲法を持たない英国やニュージーランドなどごくわずかだ。自民党は、「世界の国々は、時代の要請に即した形で憲法を改正しているが、日本は戦後一度として改正していない」としている。確かに、上表にあるように各国が憲法改正をした回数はかなりある。前述辻村氏は改憲の回数が多い国では、憲法が「通常の法律のように細かい点まで規定しているため」と説明する。例えばドイツでは「欧州連合(Eu)統合に伴う改正など、外的環境の変化による必然的なものだった。フランスも同様のケースのほか、大統領の選挙制度や任期短縮といった統治機構の改革に関する事例だ」という。ただ、両国の憲法とも、国の基本原理に抵触する改正は許さないように歯止めをかける条文があるという。「日本は憲法改正手続きが厳しい」これは全くの「嘘」です。

### 「憲法記念日」記念 学習講演会

# 5/3

(憲法記念日)

テーマ  
「憲法『改正』で  
日本はどう変わる?」

… 自民党の憲法改正草案を中心に…

# 5/18

(土)

講師 渡辺礼一

**東松山会場**  
 日時：5月3日(金)  
 午後1時30分～  
 会場 東松山市民活動センター  
 ◆主催 東松山九条の会  
 連絡 ☎090-5408-2930 (馬橋)

**小川町会場**  
 5月18日(土)  
 午後2時～  
 会場 リリック小川  
 ◆主催 おがわ町九条の会  
 連絡 ☎0493-73-2562 (柳田)

渡辺さんは、元高校教師(社会科)でおがわ町九条の会代表委員です。今回2会場、5月の憲法記念日にちなんで、分かりやすくそして熱く「憲法」のお話をします。ご都合に合わせて、どちらかの会場にお出かけください。  
 5/3は終わりましたが、間に合うようでしたら5/18にお出かけください。



### お知らせ。制服向上委員会コンサート



とき  
 2013年10月19日(土) 午後  
 ところ  
 パトリア小川

“清く正しく美しく”をモットーに1992年秋に結成された、20年の歴史をもつアイドルグループ。学生服をコスチュームにし、“名門女子校のお嬢さん生徒”的に行動するのが特徴。メンバーは随時入れ替えられて継続。反戦集会、メーデー、反原発集会、社会貢献など多彩な活動を行ってきた。2005年には、憲法9条をテーマに「理想と現実」をリリース。2010年に地デジ反対の「TVにさようなら」を発表したのに続き、2011年6月には脱原発の歌を発表。2012年には、野田政権への批判を題材に「野田・悪魔・TPP」を発表。最近の活動内容は政治活動に傾斜し過ぎている、未成年者であるメンバーを政治的プロパガンダに利用するのは問題との批判もあるが、メンバーは自分たちで議論して活動しており、子どものくせにとか、何も知らないくせにとか言われるのはおかしいと反論している。おがわ町九条の会では、このグループをお呼びして、コンサート開催を決定しました。お楽しみに。

# 5月26日(日)

東松山からのごあんない

- ①「渡されたバトン」上映会  
 10:00～ 14:00～(2回上映)  
 市民活動センター(前売り¥1000)
- ② 反原発東松山パレード  
 (市民活動センターから出発)  
 4時20分から

待ちわびた映画が完成、各地で上映会実施!!

# 皆さん ご存知ですか ベアテ・シロタ・ゴードンさん

ベアテ・シロタ・ゴードンさんは、ウクライナ系ユダヤ人、少女時代に日本で育った米国籍の舞台芸術監督です。22歳でGHQに所属し、憲法草案制定会議のメンバーとして日本国憲法の起草に深く関与した方です。憲法24条(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)草案を執筆したことが明らかになりました。昨年末89歳で亡くなりました。今年3月30日「ベアテさんを偲ぶ会」(東京)での、娘さん(ニコルさん)のスピーチを掲載します。



皆様、こんにちは

ご紹介ありがとうございます。娘のニコルです。母ベアテが死に至る直前まで、いかに日本の皆様を思い、力を尽くしたかをお話します。日本で育った母は、22歳という若さで、日本憲法を作るという大事に関与する驚くべき機会に恵まれました。母は日本憲法にいろいろなかたちで貢献しました。第一に、女性の権利と、人権、そして学問の自由の草稿を書きました。

第二に、母は各国の憲法を集めました。草稿を書くスタッフがそれらを参考にしました。

第三に、母は日本政府とアメリカ側が憲法の最終稿を交渉する席上での通訳でした。

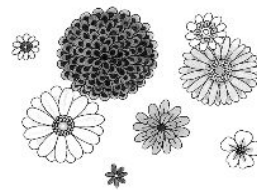
第四に、憲法の制作の過程が秘密でなくなってからは、母は飽く事なく日本憲法を擁護しました。

母は1940年代後半から1990年代前半まで、主に舞台芸術の紹介を通じて文化交流を促進することに懸命でした。たくさんのグループを日本とアジアから呼び、アメリカを巡遊させました。いろいろな国の人間がお互いを深く知りあうことで、平和を求め続ける文化が生まれるというのが母の信条でした。淡路人形浄瑠璃、神楽、舞楽、などの伝統芸能から現代アートまで、母がプロデュースした幅広い舞台芸術を見て、深い影響を受けた人々がアメリカにはたくさんいます。

母は晩年、多くの方に乞われて日本憲法制定の歴史について講演し、憲法の、特に女性の権利、人権と平和の条項を守るように熱心に訴えました。1年ほど前に病気になり、12月30日に亡くなりました。12月の初め、朝日新聞から日本の憲法についてのインタビューの依頼があり、母は最後の力を振り絞って、日本憲法を守るためにもう一度、とインタビューに臨んだのです。日本で平和のために活動している方達を力づけたいと望んでいました。そして10日後に母は亡くなりました。日本憲法によって日本人を守るために、自分ではできるだけの事をした、と自覚しながら母は死んでいきました。彼女の最後の仕事はこうして終わったのです。

皆様、母の遺志と残したものを大事にして下さり、ありがとうございます。日本の人々が世代を超えて長い間日本憲法を守っていけるように、皆様は、きっとこれからも若い人たちに日本の歴史と、日本の女性の歴史を伝えて下さるでしょう。

母の思い出をどのように讃え、記念するかについて弟と相談し、お花などを送って下さる代わりに九条の会に平和のために献金して下さるよう、皆様をお願いする事に決めました。私はベアテの灰の一部、日本に持ってきました。生前、母の心と精神がいつもそうであったように、母の一部は日本に、富士山の見えるところに眠ります。Arigatou gozaimashita. (ありがとうございます)(要約:事務局)



# リレーメッセージ



「聞いて!聞いて!私の声」・・・「おがわ町九条の会」では町のみなさんのいろいろな声を集めてゆきます。「九条へのおもい」「平和への願い」「現状への不平・不満」などなど、みんなに聞いてもらいたいことを、どうか事務局までお届けください(匿名でも結構です)。

## 憲法と私

高谷 柳田 智

3月に教員生活を終えた。1948年生まれの私は、戦後の民主主義教育の申し子のようなところがある。考えてみると「自由」「平等」「権利」「平和」「人権」といった言葉が、当たり前のように骨の髄まで浸みこんでいる。また、日本の近代の歴史が「侵略戦争」の歴史であり、朝鮮や中国などの人々に対して、人間の尊厳や生命を平気で踏みこじめる行為を繰り返してきたことをしっかり学んできた。そしてその反省の上に日本国憲法がつくられたことをこれまた当たり前のこととして理解している。

1971年、大学を卒業して、「日本国憲法を守る」という宣誓書に署名して(これは今でも公務員の新任式では行われているはずである)教員になった。爾来42年間、憲法に違反する行為はしなかった。また教師のもう一つの誓い「教え子を再び戦争に送らない」ことを守り通すことができたのも幸運なことだった。「憲法を守る」とは、憲法の文言を実現していくことだということを知り実践してきた。人は誰でも幸せに生きる権利を持っていること。個人として尊重され、性別や学歴や職業や経済的理由によって差別されない(しない)こと。また国は、国際紛争を武力でなく話し合いによって解決すること。戦争をしない。軍隊を持たないこと。など、など。



今、安倍首相は「憲法をかえること」「軍隊をもつこと」を公言している。私の今まで生きてきた証の様なものを踏みこじめる行為である。そして、それは、私と同時代を生きてきた全ての人々の存在を否定することでもある。やはりどう考えても許せない。

## 週刊金曜日(4/19)の投稿欄から

東秩父 Fさん(80歳)

雨宮処凍さん、宇都宮健児さん、その他の方が弱者を応援されていることに敬意を表していますが、弱者と言われている人たちに是非伝えて頂きたいことがあります。私は、子どものころ生活保護を受けていたことがあり、それで貧しい人がいなくなるよう、選挙では一度も棄権したことがなく、革新陣営に投票してきました。でも革新陣営にいろいろ問題があり、議員数が激減してしまいました。民主党は、もっとも基本である憲法について意見の一致しない人たちが集まっているので信用できず、一度も投票したことはありません。昨年の総選挙で、また自民党に戻ってしまいました。貧しい人が多いのに何故なのでしょう。貧しい人が棄権しているのではないかと思います。今住んでいるところに住民票がなく投票できないと聞いたことがあります。是非投票できるようにして、自分たちの生活が良くなるように努力するよう伝えて下さい。それから、脱原発の人、憲法を守りたい人にも言いたいのは、・集会やデモも大切ですが、それだけで社会を変えるのは大変です。やはり憲法で認められた権利を行使して、良い世の中にしましょう。政党に対しても「選挙協力党」方式でも何でも結構ですから、選挙協力を訴えましょう。又世の中が悪くなる時は、あつという間だったと戦前の人を書いていました。戦争して損をするのは弱者です。偏されないようにしましょう。

